【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。）が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

**第一条の四**　法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。）が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。））に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（改正前）

（見出し　新設）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券　並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）　若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券　若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（改正前）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】 （改正なし）

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（優先出資法に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産流動化法に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の二において同じ。）又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る利益（剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。）若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ　当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。）が付されているもの　次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ　当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ　当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株予約権証券、新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株予約権付社債券、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、新株予約権付社債券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成14年12月6日 政令第363号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株予約権証券、新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株予約権付社債券、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、新株予約権付社債券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株予約権証券、新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株予約権付社債券、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、新株予約権付社債券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株予約権証券、新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株予約権付社債券、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、新株予約権付社債券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成13年9月19日 政令第308号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして総理府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして総理府令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であって、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

一　株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）、法第二条第一項第五号の三及び第七号の二に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券

二　法第二条第一項第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券

三　社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で、前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）及び法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、同条第三項第一号に規定する適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

（各号　新設）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が株券（端株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）及び法第二条第一項第五号の三に掲げる有価証券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、同条第三項第一号に規定する適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が株券（端株券及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、同条第三項第一号に規定する適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

【平成10年5月27日 政令第184号】 （改正なし）

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が株券（端株券及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（以下「優先出資証券」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、同条第三項第一号に規定する適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が株券（端株券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、同条第三項第一号に規定する適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

**第一条の五**　法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が株券（端株券を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして大蔵省令で定める有価証券及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、大蔵省令で定める方式に従い、同条第三項第一号に規定する適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として大蔵省令で定める場合とする。

（改正前）

（新設）